

公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団

2021年度 調査研究事業

災害時における
在宅医療システムモデル構築事業

報 告 書



JHHCA

Japan Home Health Care Alliance

1 概要と成果

日本在宅ケアアライアンス副理事長

武田 俊彦

はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下単に「コロナ」と呼ぶ）の感染拡大が世界的問題となって約2年を迎えようとしている。この間、国内においては、一貫してコロナ患者の入院体制が議論の中心となってきたし、今もそれは変わっていない。しかし、一方で在宅医療の重要性も大きくクローズアップされてきた。本事業のまとめの報告として、日本在宅ケアアライアンスの取り組みを中心に、これまでの在宅医療からのアプローチを振り返り、今後の展望につなげてみたい。

日本在宅ケアアライアンスの発足とコロナへの取り組み

日本在宅ケアアライアンスは、2014年11月23日に発表された「在宅医療推進のための共同声明」に賛同する専門職・学術団体が結集し、2015年3月に設立され、2020年11月に在宅ケアの普及・推進・向上のため一般社団法人日本在宅ケアアライアンス（以下、「アライアンス」という。）として新たに法人格を得て活動することとなった。このアライアンスに災害対策委員会を設置していたが、コロナの発生に伴いここにコロナ班を設けることになり、ここを中心に、アライアンスの総力を挙げてコロナ対策に取り組んできた。

これまでアライアンスが出してきた宣言・提言等は「行動方針」、「対処方針」、「緊急行動宣言」、及び「医療提供プロトコール」と多岐にわたる。その時々以最速・最善の対応を目指して行動してきたものである（下図参照）。このうち、令和3年度事業の主な成果は、「医療提供プロトコール」の策定・公表とその改訂であるが、それ以前の経過も含めて各宣言の意義についてふりかえっておきたい。

JHHCA Covid-19対策の経緯



JHHCA

- 2020年4月22日 「行動方針」を策定、公表
（在宅ケアにおける新型コロナウイルス感染対策について（行動方針））
- 2020年6月22日 「対処方針」を策定、公表
（新型コロナウイルス感染症の中で在宅ケアを守るために（対処方針））
- 2021年2月3日 「緊急行動宣言」を公表
（新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等への対応について（緊急行動宣言））
- 2021年5月25日 「医療提供プロトコール」を策定、公表
（新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコール）
→現在第6版（2022.1.28改訂）

(1) 行動方針

まず、2020年4月22日に「行動方針」を公表したが、これは、緊急事態宣言により在宅ケアの継続にも支障が出始めたことから、在宅ケアに関わる専門職種として、標準的な感染防止策をとること、在宅ケアが必要な自宅の療養者に対して変わらず支え続けることを自らの行動方針として示したものである。これにより、在宅療養者とその家族に安心を提供することを目指したものだ。

この行動方針を発表すると同時に、アライアンスとしては動画作成も行った。この時期、コロナ陽性患者を自宅で療養させることは想定されていなかったが、自宅療養者が感染疑いとなったケースを想定し、その際に介護者として知って置くべき自宅での感染予防策について、動画を作成しホームページ上及びYoutubeで公表を行った。

<https://www.youtube.com/watch?v=QN87-jibZa4&t=1s>

在宅ケアにおける新型コロナウイルス感染対策について（行動方針）
2020/4/22

JHHCA

在宅ケアサービス提供者の行動方針（令和2年4月版）

1. 感染予防の標準手順*を守ります。ケアを行う場合は、原則として、手袋、マスクを着用します。
2. 自らの体調管理に努めます。毎日の体温測定の動作など常に自らの体調に注意を払います。
3. 感染の危険性を常に自覚し、ケアの時間外も責任のある行動に努めます。
4. 発熱がなくとも、体調不良（せき、倦怠感、味覚や嗅覚障害等）の場合は、養老者と相談のうえでケアに従事しないこととします。
5. 在宅療養者やそのご家族に感染の疑いがある等の場合を含め、常にケアチームで情報と取り組みを共有します。在宅度がチーム全体の感染管理・感染予防に責任を持ち、情報提供や助言を行います。
6. 従来通りのサービスが行えなくなった場合が生じても、在宅療養者に寄り添い、情報提供や相談対応に努め、在宅生活を支えています。

*日本環境感染学会の「高齢者介護施設における感染対策」に準拠

日本在宅ケアアライアンス

自ら感染予防を行いつつ、寄り添い、支え続けることを宣言。

※ここで報告する宣言・プロトコル等は、全て以下のアライアンスのホームページで公表している。

<https://www.jhhca.jp/>

(2) 対処方針

行動方針を出した後、自らの行動指針を出すだけでなく、在宅ケアに従事する側としてより積極的にコロナ対策に関わっていくべきではないかという議論が出てきた。このため、まず高齢者等を支える理念として、隔離・治療だけではなく、本人の願いと生活を守ることと同じように大事だということを宣言するとともに、在宅でのPCR検査の実施や、関連事業所への指導・助言などについて、在宅医を中心に社会的責任も果たしていくことを対処方針として示し、必要な部分は行政にも理解を求めることにした。

新型コロナウイルス感染症の中で在宅ケアを守るために（対処方針）
2020/6/22

【別添：在宅ケアの現場における対処方針（本文から該当部分を抜粋・再掲）】

JHHCA

在宅ケアの現場における対処方針

日本在宅ケアアライアンス：令和2年6月策定

それぞれの在宅ケアの現場において、日本在宅ケアアライアンス加盟の各団体の医療・介護に携わる専門職は、在宅で療養されている方々の在宅ケアを守るために、①在宅療養者の命を守ることを、②本人の願いと生活を守ること、③本人の願う最期を実現することを実現するために、以下の方針に沿って積極的に取り組んでまいります。

- 在宅医は、地域の医師会（都市区医師会）や行政等と連携し、在宅療養者に新型コロナウイルス感染症の疑いがあるときその他 PCR 検査が必要だと判断される場合は、保健所に相談の上、在宅等で PCR 検査を行うこととします。
- 在宅医・訪問看護師は、関係する在宅、介護サービス事業所、居宅系施設等で介護に従事する介護職員等に対して、必要と認められる場合、感染予防に関する知識・技術について積極的に指導・助言を行うこととします。
- 在宅ケアに携わる全ての医療・介護従事者は、新型コロナウイルスに係る最新の情報を常にフォローし、自らのサービス提供における感染予防の実践に反映するとともに、在宅療養者とその家族等に適切な情報を伝えることとします。

命を守る
+ 生活を守る
+ 本人の願う
最期を実現する。

12

（3）緊急行動宣言

このように、在宅を守る活動を全国の多職種の方々と連携しながら進めて来たが、2020年末から2021年にかけての感染拡大はその規模と速さにおいて従来とは様相を異にし、入院調整を待つ患者が自宅で急変して死亡する事例も報道されるようになった。

ここに至り、在宅において医療の空白が生じることは許されないという理念の下でアライアンスとして立ち上がることとし、「緊急行動宣言」を公表し、在宅ケア関連多職種を代表してのメッセージという形で、厚生労働省に本宣言を提出した。その内容は、自宅療養者を守るために在宅ケア関係者は立ち上がる用意があること、そのために保健所からの委託などについて国としても必要な対応を取って欲しいということであった。厚生労働省は直ちにアライアンスの要望を受けた事務連絡を発出し、保健所から委託がスムーズに行われるように地方に通知がなされた。

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等への対応について
（緊急行動宣言）（2021/2/3）

JHHCA

令和3年2月3日
（一社）日本在宅ケアアライアンス

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等への対応について
（緊急行動宣言）

2021年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、PCR検査陽性の方であって、自宅療養となった方及び療養先調整中である方の数が急増しており、これらの入院外の方々の医療の確保が大きな課題となっている。

日本在宅ケアアライアンスは、在宅ケアに関する専門職の連合組織として、これまで行動方針と対処方針を示して各地域の取り組みを促進してきたところであるが、在宅において医療が受けられない状態が生じている現状を憂慮し、会員各団体を通じて全国の在宅医療従事者に在宅PCR陽性者への訪問診療等の積極的な対応を呼びかけることとした。

今後、日本在宅ケアアライアンスの加盟団体及びその会員は、地域の保健所と協力し、医療に関する関係団体との連携の下で、対応可能なかかりつけ医や地域の在宅医などの医療機関、その地域の訪問看護ステーションを中心に、不安を抱える自宅で療養している方々の医療の確保に積極的に参画していくことを、ここに宣言する。


在宅に医療の空白を作ってはならない。


(4) 医療提供プロトコール

その後感染拡大は抑えられていったが、デルタ株の登場により、さらに第4波、第5波という巨大な波が日本を襲った。まず関西で重症者が急増してすぐには入院できない感染者が一気に増大し、自宅で亡くなる方も出てきた。その際に、自宅で治療を開始すべきだが、その際にプロトコールがないことがネックになっているという現地の声が入ってきた。

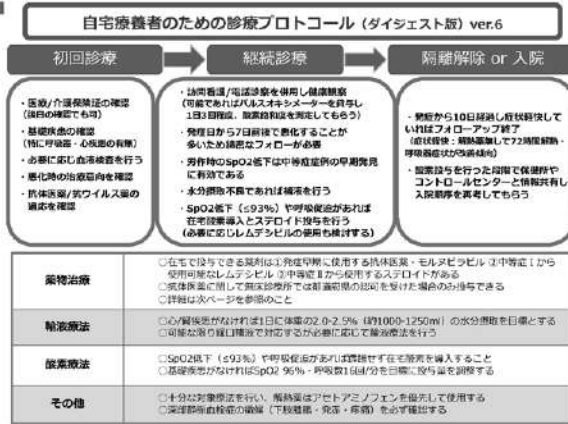
そこから突貫作業で「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコール」を作り上げた。これは診療の内容や手順と、合わせて保健所の体制や地域の連携体制についてを示すものであり、在宅医療の実施に大きな根拠を与えることとなった。自宅療養者への在宅医療アプローチは、死亡者数、死亡率の低下にも一定の役割を果たしたのではないかと考えている。

本報告書では、続く第2章に「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコール」の作成と改訂の概要、現時点での最新改訂版である第6版の全文と、診療の内容・手順を示す「診療プロトコールのダイジェスト版第6版」を掲載する。ここでは、その主要な箇所のみを掲げておく。

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコール (2021/5/25)	 JHHCA
<p>本プロトコールにおいては、自宅で療養している新型コロナウイルス感染症の陽性者（以下「自宅療養者」という）に対し、必要な医療が適時適切に行われるための標準的なプロトコールを、治療面及び必要な医療の提供に係る手順・体制整備面の両面にわたるものとして作成した。</p> <p><u>入院が原則とされる局面や、入院が原則とされる病態像であっても、在宅に携わる医師、看護師等の多職種との協働により在宅において質の高い医療を提供することは可能であり、むしろ患者の望みに添った医療となる場合も多い。</u></p> <p>本プロトコールが、各地の実情も踏まえつつ現場で活用されるとともに、円滑な実施が可能となるよう、国・地方自治体における環境整備が進められることを期待する。</p>	

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコール (2021/5/25)	 JHHCA
<p>第3節 自宅療養者に対する体制プロトコール</p> <p>1. 都道府県・市町村・保健所・関係団体等の連携体制の構築</p> <p>(1) <u>体制構築の必要性</u></p> <p>緊急事態宣言時等においては、健康状況のフォローアップ、入院が必要な者の入院調整に時間を要し、救急搬送も搬送先の病院が簡単に決まらないなど、結果として自宅療養者に必要な医療が提供されないケースが出てくるのが想定される。</p> <p><u>「診療プロトコール」に即した医療が行われるためには、地域の自宅療養者の状況が把握され、かかりつけ医、在宅医等に情報が伝達されることが必要である。しかし実際には、都市部ほど地域により自宅療養者のフォローアップの主体、入院が必要な自宅療養者の入院調整の主体、医療提供の主体が異なる場合があるため、情報がつながる体制を構築することが必要な治療の開始のためにも必要である。</u></p> <p>このような、自宅療養者に関する情報がつながり、必要な医療の提供につなげるため、都道府県、市町村、保健所、地域医師会や都道府県訪問看護ステーション協議会等の訪問看護関係団体を始めとした地域の在宅ケア関係団体、等が協力して体制を組むことが重要である。</p>	

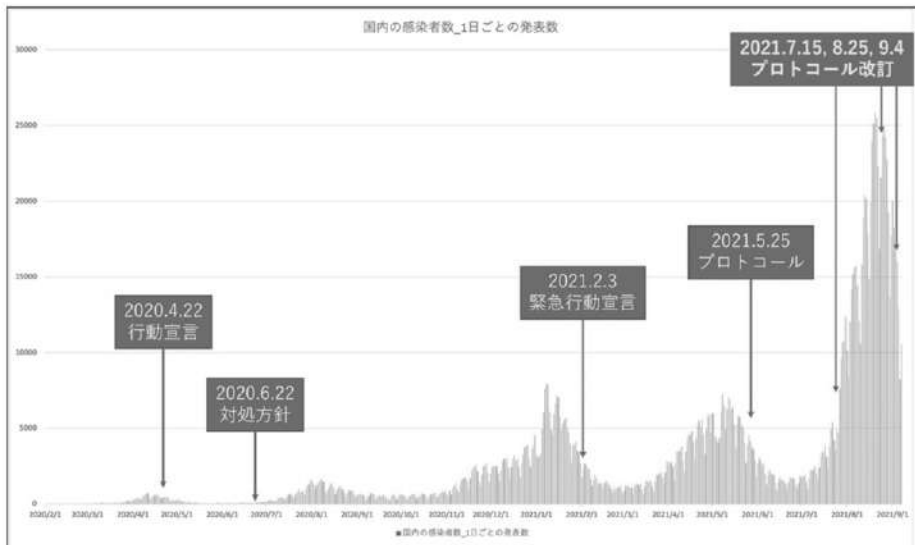
新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコール
改訂第6版 (2022/1/28)

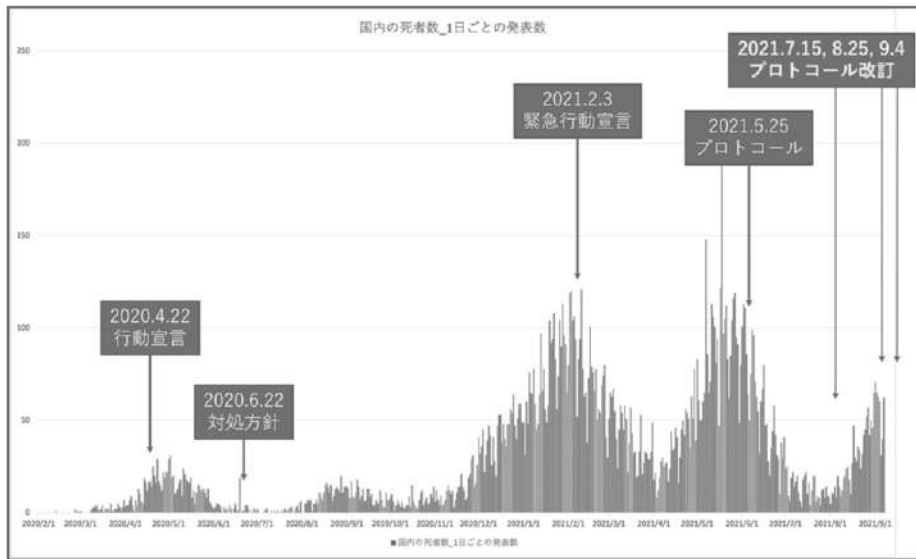


新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコール
改訂第6版 (2022/1/28)



(参考：国内の感染者数/死者数 武田作成)





(5) コロナネットの立ち上げ

標準的なプロトコールは示したものの、都内も各地の状況が異なるため、保健所を中心とした体制整備も地域差が大きく、また国の情報が現場にすみやかに伝わりにくい構造も分かってきた。そのため、国の動きやアライアンスのプロトコールの動きを迅速に伝えるとともに、国とも常時情報を共有するためのメーリングリストを立ち上げることにした。これにより、さらに適時的確に情報共有が行われると期待される。

コロナ対策における在宅医療の重要性と今後

前述のとおり、コロナ対策は、陽性者全員の入院措置という初期対応から始まり、その後、宿泊療養と自宅療養を組み合わせた対応に順次切り替わって来た。とはいえ、自宅療養者には健康観察（フォローアップ）を行うことは必要であっても、治療を自宅で行うことは想定されていなかった。

しかしながら、結果的には、病院病床では想定以上の感染者には対応できず、命を救うためには自宅療養者に速やかに治療を開始する必要があることが強く認識されるようになってきた。そのための体制も、保健所から地区医師会への委託、夜間休日や平日昼の往診体制の在宅特化型診療所への委託などが進んで来た。

第5波を経験した我々にとって、今必要なのはコロナという感染症に即応できる診断・治療体制の確立であり、しかも専門病床の確保だけでなく、外来や往診も含めた医療提供体制全体としての面的対応の確立である。そしてその重要な一翼を担うのが在宅医療である、というのが多くの人の認識となることのできた。

看取りや生活を支える医療が主だった在宅医療は、今、急性期の対応にも大きな一歩を踏み出したと言える。そして在宅医療は病院入院後の選択肢ではなく、そもそもの医療の在り

方に少しずつ近づいているように感じる。

コロナの経験は、我が国の医療にとって、その在り方が大きく変わるきっかけになるかも知れないと思っている。

2 事業概要

事業実施機関

【機関名・代表者名、理念、沿革・歴史、活動内容等】

1. 機関名・代表者名

機関名：一般社団法人日本在宅ケアアライアンス

代表者：新田國夫（理事長）

2. 理念

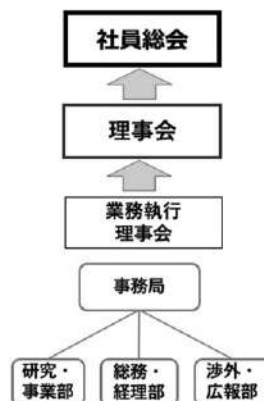
在宅ケアにかかわる専門職・学術団体等による多職種の連合体として、以下のことを目指している。

- 1) 在宅ケアの質の向上及び普及
- 2) 連携における課題の共有と解決
- 3) 関連団体のネットワーク化と協働的取り組みの促進

3. 組織図（右図参照）

（一社）日本在宅ケアアライアンス 加盟団体・会議体

- 一般社団法人 全国在宅療養支援医協会
 - 一般社団法人 全国在宅療養支援歯科診療所連絡会
 - 一般社団法人 全国訪問看護事業協会
 - 一般社団法人 全国薬剤師・在宅療養支援連絡会
 - 一般社団法人 日本介護支援専門員協会
 - 一般社団法人 日本ケアマネジメント学会
 - 一般社団法人 日本在宅医療連合学会
 - 一般社団法人 日本在宅栄養管理学会
 - 一般社団法人 日本在宅ケア学会
 - 一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会
 - 一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会
 - 一般社団法人 日本老年医学会
 - 公益財団法人 日本訪問看護財団
 - 公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会
 - 公益社団法人 全日本病院協会
 - 特定非営利活動法人 在宅ケアを支える診療所・市民全国ネットワーク
 - 特定非営利活動法人 日本ホスピス緩和ケア協会
 - 特定非営利活動法人 日本ホスピス・在宅ケア研究会
 - 日本在宅ホスピス協会
- 計19団体



4. 沿革・歴史

2015年「在宅医療推進のための共同声明」に賛同した在宅医療に深く関わる15団体（当時）によって、任意団体として設立された。我が国で在宅医療を普及推進させるための専門職・学術団体などによる連合体として、制度・政策提言、社会啓発、在宅医療に関する研究・教育、倫理的問題の検討を推進。2020年、一般社団法人として設立。

5. 活動内容

全国在宅医療会議の提唱する「重点3分野」に対応して、以下の活動を推進している。

- 1) 国との情報交換・意見交換の定期的実施
- 2) 課題解決型の委員会活動
- 3) 多職種連携やエビデンスの構築に関する研究活動
- 4) 普及啓発、広報
- 5) その他、在宅医療の普及、推進、向上のために資する活動

【事業概要】 災害時における在宅医療システムモデル構築事業

1. 実施体制

本事業は、日本在宅ケアアライアンスが勇美記念財団から受託して実施したものである。日本在宅ケアアライアンス内に設置した「災害対策委員会」において、本事業を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症対策については、災害対策委員会のなかに「新型コロナウイルス感染症対策班」を設置し対応にあたった。後述する「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコール」の策定においては、感染症専門家を含む外部委員を含めて構成される「プロトコール作成ワーキンググループ」で検討を行った。

2. 事業推進責任者

武田俊彦（日本在宅ケアアライアンス副理事長（総務・政策担当））

3. 事業内容

①災害時における各専門職団体の取り組みの現状の把握

災害時の各団体の取り組みの現状と実際の最近の災害時の対応を把握

災害時の連絡体制、情報収集体制を把握

緊急時連絡体制モデルの構築

国と各団体との連絡・情報共有に関するモデルの構築

②新型コロナウイルス感染症に対応した多職種による在宅療養支援の課題整理

新型コロナウイルス感染症が引き続き感染拡大を繰り返し、病院病床での対応が困難になっていること、施設や病院では面会禁止の措置が行われることが多くなり在宅を望む家族が増えてきていること、などを踏まえ、感染者またはその恐れのある在宅療養者に対する支援を行う際の課題を整理した。

③上記の課題を踏まえた上で、現状と最新の知見を基に、在宅の場における対応の基準モデルを構築した（「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコール」）。

4. 会議開催実績（10回）

災害対策委員会（2回）4/30, 6/12

コロナ対策班プロトコール作成WG（5回）5/11, 13, 14, 9/3, 1/16

コロナ対策班（1回）2/6

リエゾンネットワーク会議（2回）8/5, 8/14

2021年度「災害対策委員会」委員名簿

委員長	武田 俊彦	日本在宅ケアアライアンス/岩手医科大学
副委員長	新田 國夫	日本在宅ケアアライアンス/一般社団法人 全国在宅療養支援医協会
	太田 秀樹	一般社団法人 全国在宅療養支援医協会
	織田 正道	公益社団法人 全日本病院協会
	飯島 勝矢	一般社団法人 日本老年医学会
	古屋 聡	一般社団法人 日本在宅医療連合学会
	大橋 博樹	一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会
	石口 房子	特定非営利活動法人 日本ホスピス・在宅ケア研究会
	三木 次郎	一般社団法人 全国在宅療養支援歯科診療所連絡会
	稲葉 一郎	一般社団法人 全国薬剤師・在宅療養支援連絡会
	高橋 洋子	公益財団法人 日本訪問看護財団
	阿部 智子	一般社団法人 全国訪問看護事業協会 常務理事
	坪根 雅子	一般社団法人 日本介護支援専門員協会
	長島 公之	公益社団法人 日本医師会
	小玉 剛	公益社団法人 日本歯科医師会
	荻野 構一	公益社団法人 日本薬剤師会
	田母神裕美	公益社団法人 日本看護協会
	迫田 朋子	ジャーナリスト
	山岸 暁美	慶應義塾大学医学部
	鈴木 邦彦	医療法人博仁会 理事長

(一社) 日本在宅ケアアライアンス 災害対策委員会

コロナ対策班 自宅療養プロトコール作成ワーキング 委員名簿

お名前	ご所属	
新田 國夫	全国在宅療養支援医協会 会長	JHHCA 理事長
武田 俊彦	岩手医科大学医学部 客員教授	WG座長 JHHCA 副理事長(総務・政策)
石垣 泰則	日本在宅医療連合学会 代表理事副会長	JHHCA 副理事長(学術)
太田 秀樹	全国在宅療養支援医協会 常任理事	JHHCA 業務執行理事
蘆野 吉和	日本在宅医療連合学会 代表理事会長 日本ホスピス・在宅ケア研究会 理事長	JHHCA 業務執行理事
平原 優美	日本訪問看護財団 事務局次長	JHHCA 副理事長(多職種連携)
高砂 裕子	全国訪問看護事業協会 副会長	JHHCA 加盟団体委員
中山久仁子	プライマリ・ケア連合学会 医療法人 メファ仁愛会 マイファミリークリニック蒲郡 理事長・院長	JHHCA 加盟団体委員
大友 宣	医療法人財団 老蘇会 静明館診療所	WGメンバー
大曲 貴夫	国立国際医療研究センター病院 国際感染症センター センター長、AMR臨床リファレンスセンター センター長	WGメンバー
桜井 隆	さくらいクリニック	WGメンバー
清水 政克	医療法人社団 清水メディカルクリニック 副院長/理事	WGメンバー
高山 義浩	沖縄県立中部病院感染症内科・地域ケア科 副部長	WGメンバー
宮本 雄気	よしき往診クリニック	WGメンバー
菊池 亮	ファストドクター	WGメンバー
向山 晴子	練馬区保健所長	WGメンバー
島田 潔	在宅医療政治連盟 会長	WGメンバー
有賀 玲子	厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室	オブザーバー
中西 浩之	厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室	オブザーバー
岡本 麻美子	厚生労働省医政局地域医療計画課在宅医療推進室	オブザーバー